

## 第3章 令和5年度の数値目標

障害者福祉施策について国の基本方針に基づく由布市の成果目標は次のとおりです。

### 1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### 国の基本指針

令和元年度末時点における施設入所者の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点における施設入所者を、令和元年度末時点から1.6%以上削減することを基本とする。

本市では、地域生活移行は、これまでほぼ実績がなく、国の指針に達することは難しいと考えられますが、自立した暮らしを希望する障がいのある人に対してはグループホーム等の居住系サービスや生活訓練等の日中活動系サービス等により支援します。また施設入所者数については、施設入所希望者がおり、人数を減らすことは困難であることから目標年度である令和5年度に令和元年度の施設入所者数を上回らないことを目標とします。

福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標設定

	目標値	本市の考え方	国の基本指針
地域生活移行者数	3人	国の提示した数値に到達することは困難。	令和元年度末時点の施設入所者の6%以上(4人)
施設入所者数	67人	令和元年度末の施設入所者を上回らない。	令和元年度末の施設入所者を1.6%以上削減(65人)

※この表における、地域生活移行者数は、施設入所からグループホーム等へ移行した人数です。

### 2. 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

#### 【本市の考え方】

長期入院精神障がい者の地域移行を進めるにあたっては、保健、医療、福祉関係者の一体的な取り組みの推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のないあらゆる人が共生できる社会を構築していく必要があります。

本市においては、由布市地域自立支援協議会とその下部組織である、くらし支援部会、しごと支援部会、こども支援部会、相談支援部会の各専門部会を活用して協議を行い、精神障がい者が地域で安心して暮らせるように取り組めます。

### 3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

#### 国の基本指針

市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

地域生活支援拠点等は障がいのある人等の重度化、高齢化や「親亡きあと」を見据えた居住支援のための機能を整備するものです。本市においては、まずは令和3年度始動の緊急時の受け入れ、対応体制を盤石にし、今後も必要な機能について検討します。

#### 地域生活支援拠点等の整備に関する目標設定

項目	本市の考え方
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	国の基本指針と同じ

### 4. 福祉施設から一般就労への移行等

#### 国の基本指針

令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上にすることを基本とする。そのうち、就労移行支援事業については1.30倍以上、就労継続支援A型事業については概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。

本市において、福祉施設の利用者のうち令和元年度において一般就労へ移行した人の実績は5人でした。これまでの実績から各年度において5～6人が一般就労へ移行すると考えられます。よって令和5年度は7名の一般就労

を目指します。また、県の労働担当部局とも連携し、就労のための各種制度の市内事業所に対する啓発を行っていきます。

令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用することを基本とします。

福祉施設から一般就労への移行等に関する目標設定

項 目	目 標 値	本市の考え方
令和 5 年度の一般就労への移行	7 人	国の基本指針と同じ (令和元年度実績の 1.27 倍以上)
就労移行支援事業から一般就労への移行	3 人	国の基本指針と同じ (令和元年度実績の 1.3 倍以上)
就労継続支援 A 型から一般就労への移行	2 人	国の基本指針と同じ (令和元年度実績の 1.26 倍以上)
就労継続支援 B 型から一般就労への移行	3 人	国の基本指針と同じ (令和元年度実績の 1.23 倍以上)
就労定着支援事業利用者数	2 人	国の基本指針と同じ (就労支援事業を通じた 一般就労への移行者のうち 7 割が利用)

## 5. 障がい児支援の提供体制の整備等

### ① 児童発達センターの整備

#### 国の基本指針

令和 5 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも 1 カ所以上設置することを基本とする。

児童発達支援センターは、施設の専門機能を活かし、地域の障がいのある児童やその家族への相談、障がいのある児童を支援する施設への援助、助言を併せて行うなど地域の中核的な療育支援施設です。本市においても令和 5 年度末までの設置に向けて取り組みます。

児童発達支援センターの設置に関する目標設定

項 目	目 標 値	本市の考え方
児童発達支援センターの設置	1カ所	国の基本指針と同じ

②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の基本指針

令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

保育所等訪問支援は、児童発達支援事業所等に機能訓練を担当する専門性の高い職員を配置し、障がいのある児童に対し個別に保育所等を訪問し、支援をするものです。小規模事業所においては人員的に難しい支援ではありますが、本市においては、前記の児童発達支援センターの機能のひとつとして実施するなどにより体制の構築を図ります。

保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に関する目標設定

項 目	目 標 値	本市の考え方
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1カ所	国の基本指針と同じ

③重症心身障がい児の支援体制の整備

国の基本指針

令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。

重症心身障がい児の支援は、児童発達支援事業所等に看護師や機能訓練担当職員を配置する必要があるが、小規模事業所では難しい支援ではありますが、本市においては、前記の児童発達支援センターの機能のひとつとして実施するなどにより体制の構築を図ります。

重症心身障がい児の支援体制の整備に関する目標設定

項 目	数 値	本市の考え方
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1カ所	国の基本指針と同じ

③医療的ケア児の支援体制の整備

国の基本指針

令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

医療的ケア児とその家族が抱える課題は多分野にわたっており、必要なサービスも多岐にわたっています。

本市においては、令和5年度末までに3名のコーディネーターを設置する予定であり、コーディネーターを中心とした関係機関の協議の場を設置します。

医療的ケア児の支援体制の整備に関する目標設定

項 目	本市の考え方
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	国の基本指針と同じ

6. 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応またはつなぐ機能を備えた相談支援の体制が必要です。

本市においても国の活動指標と同様の目標を設定します。

相談支援体制の・充実・強化に関する目標設定

項 目	本市の考え方
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	国の基本指針と同じ

## 7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

**国の基本指針**

令和 5 年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築することを基本とする。

住み慣れた地域で生き生きとした生活を送るためには、様々な福祉の取り組みを進め、誰もが必要な福祉サービスを適切に受けられることが大切です。

権利擁護を図りながら、きめ細かな福祉サービスが提供できる体制を整備するための方策を由布市地域自立支援協議会の中で検討し、進めていきます。

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する目標設定

項 目	本市の考え方
障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築	国の基本指針と同じ